



～一人ひとりのニーズに対応する～ 特別支援教育



インクルーシブ教育とは・・・「障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ」教育のことです。障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、個人に必要な「合理的配慮」が提供される必要があります。

合理的配慮とは・・・障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を確保するために、学校が適切な変更・調整を行うことで、「子どもたちが学校で学びやすくなるための工夫」をすることを言います。何らかの困り感のある生徒は対象になります。



配慮がない状態



平等な支援
(Equality)



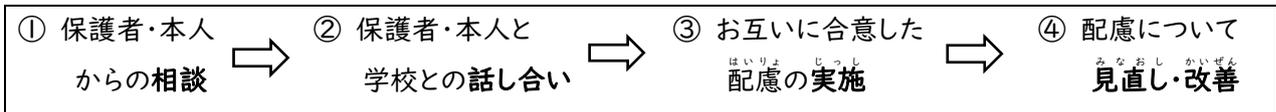
公平な支援
(Equity)



ユニバーサルデザイン
(Justice)

「合理的配慮とUD(ユニバーサルデザイン)発達障害がある教師 Webpage より抜粋

(1) 合理的配慮の進め方



(2) 対象生徒は以下の①～③のいずれかの条件を満たした生徒です。

- ① 医師の診断書がある者
- ② 特別支援学級に在籍した経験のある者、通級による指導を受けた経験のある者
- ③ 教育委員会が組織する専門家チームの相談歴がある者

(3) 合理的配慮の申請に係る書類の一例

- ① 医師の診断書(障がい等についての医学的所見は客観的な判断の根拠となります。高校入試においても、公平公正さが求められることから提出をお願いされています。)
- ② 療育手帳・身体障害者手帳等の写し
- ③ 「個別の支援計画・指導計画」(作成されている者)

参考資料 「令和7年度県立学校入学選抜実施要項等説明会」沖縄県教育庁県立学校教育課

*上記の書類をもとに、「校内特別支援委員会」を開催し、合理的配慮の適切性を判断します。「合理的配慮」の決定に当たっては、学校の設置者及び学校が体制面、財政面を勘案し判断されます。

(4) 合理的配慮の具体例

- ・バリアフリーなど障がいの状態に応じた適切な施設整備
- ・聴覚過敏、感覚過敏の場合に、イヤーマフ等の使用を許可
- ・移動や日常生活の介助および学習面を支援する人材の配置
- ・点字、手話、デジタル教材、FM式補聴器等のコミュニケーション手段の確保
- ・個別学習やクールダウンをするスペースの確保
- ・ルビふり ・テストの読み上げ ・プリントの拡大等
- ・テスト時の時間延長1,3倍または1,5倍
- ・別室受験
- ・書く量を減らす
- ・口頭による指導だけでなく、板書、メモ等による情報掲示
- ・ノートの代わりにタブレットでの文字打ち
- ・周りにサポートしてくれる級友の配置(本人の特性に合わせた座席の配慮)
- ・解き方のヒントカードや手順を身ながら解く
- ・写真や絵などで視覚的な支援をする
- ・うっかり忘れが多い生徒には、こまめな声掛けと期限等をメモにしておく



(5) 県立高校入試における配慮の具体例

*「障害のある生徒の学力検査等に際しての配慮願い書」の提出が必要です。

- ① 視覚障害 ・座席の配置 ・点字問題 ・問題用紙の拡大(A3) ・試験時間1,3倍または1,5倍
- ② 聴覚障害 ・座席の配慮 ・補聴器、人工内耳の装用 ・聞き取り検査の個別対応または免除
・注意事項の文書伝達 ・面接時の筆談(ホワイトボード、ノート等)
- ③ 肢体不自由 ・車いすの持参使用 ・検査場の配慮 ・試験時間1,3倍または1,5倍
- ④ 学習障害等 ・ルビふり ・問題用紙の拡大(A3) ・代筆解答 ・代読 ・補助具等の持ち込み
・試験時間1,3倍または1,5倍 ・注意事項の文書伝達 ・面接時の配慮
- ⑤ 病弱・心因性等 ・別室受験 ・座席の配慮 ・薬の持参、服用 ・検査時の水分補給等
- ⑥ 緘黙等 ・面接時の筆談(ホワイトボード、ノート等) ・面接時の配慮

参考資料 「令和7年度県立学校入学選抜実施要項等説明会」沖縄県教育庁県立学校教育課

「できない人はいない。すべての人は違ったやり方で必ずできる」

(ユニバーサルデザインの提唱者 米国建築家 ロン・メイス)



お子さんのことで気になることがありましたら、お気軽にご相談下さい。
 (本件の担当) 東風平中学校 特別支援教育コーディネーター
 TEL 098-998-2107

合理的配慮相談申請書

*提出先...担任または特別支援教育コーディネーターへ

① 申請日 年 月 日

② 申請者氏名 お子さんとの続柄()

③ 連絡先(電話)

④ お子さんの氏名 年 組

⑤ 診断の有無: 有・無 診断名(あれば):

*発達検査の結果や医師の診断書等があればコピーの提出をお願いします。

⑥ 希望する合理的配慮の内容や方法

Table with 2 columns: 困りごと, どんな配慮を希望するか. Rows 1, 2, 3.

*すでに配慮されている生徒は提出する必要はありません。(支援学級生徒、通級生徒等)